

令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

国では、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯および令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対して1世帯当たり10万円、対象世帯に属する18歳以下の世帯員1人につき5万円を加算して給付します。

▶支給対象世帯 (フローチャートをご確認ください)

令和6年6月3日時点で、町に住所を有し次の状況にある世帯

- (1) 「住民税非課税者」のみで構成される世帯
- (2) 「住民税均等割のみ課税者」または「住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者」で構成されている世帯

※令和5年度物価高騰対応重点支援給付金 (非課税世帯7万円または均等割のみ課税世帯10万円) の対象世帯 (未申請・辞退を含む) は対象ではありません。

※本給付金は、定額減税前の令和6年度住民税に基づきます。世帯に定額減税前の令和6年度住民税所得割が課税されている人がいる場合は、3ページの「令和6年度低所得者支援および定額減税を補足する給付 (調整給付) について」をご確認ください。

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。「住民税非課税者」および「住民税均等割のみ課税者」とは、「所得割」が課税されていない人のことです。令和6年度の住民税は、令和5年1月～12月の所得により計算されます。

▶申請期限 10月31日(木)

支給要件確認フローチャート

個人住民税の各種通知書に赤枠の記載がありますか

● 普通徴収または年金特別徴収の場合



● 給与特別徴収の場合



いいえ

はい

令和6年6月3日に町に住所を有していましたか

はい

いいえ

定額減税、調整給付の対象になる可能性があります
※3ページをご確認ください。

令和5年度物価高騰対応重点支援給付金 (非課税世帯7万円または均等割のみ課税世帯10万円) を受給しましたか

いいえ

はい

対象になりません
※令和6年6月3日に居住していた市町村へご確認ください。

次のうち、1つでもあてはまるものがありますか
・世帯全員が、親族 (住民税課税者) の税法上の扶養になっている
・同一世帯のなかに、令和6年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった人がいる

はい

対象になりません

いいえ

同一世帯のなかに、令和6年1月2日以降に転入された未申告の人がいますか

はい

いいえ

【申請書】の対象世帯

令和5年度と令和6年度の住民税情報の確認を行うための申請が必要です。申請書の様式、添付書類などは町ホームページに掲載しています。

【支給要件確認書】の対象世帯

町から「支給要件確認書」を発送しました。必要事項を記入して返送してください。

※手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座の指定は原則、世帯主の口座に限ります。

子ども加算

▶支給対象世帯

令和6年6月3日時点で吉岡町に住所を有し、2ページの給付金(令和6年度物価高騰対応重点支援給付金)を受給した世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯

▶対象児童

令和6年6月3日時点で同一世帯にいる、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

※新生児は誕生日が令和6年10月31日までが対象です。

※施設入所している児童(住民票を異動していない場合も含む)は対象になりません。

▶申請方法(手続きは世帯主が行ってください。)

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金を受給後、対象世帯には順次「支給のお知らせ」を送付します。通知が届いたら振込口座などを確認してください。口座の変更がなければ手続きは必要ありません。振込口座を変更する場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

健康福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

令和6年度低所得者支援および 定額減税を補足する給付(調整給付)について

定額減税において、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される減税額(定額減税可能額)が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合はその差額を給付します。

▶支給対象者

定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

▶定額減税可能額

所得税分=3万円×減税対象人数※

個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数※

※減税対象人数とは、納税者本人と配偶者を含めた扶養親族の数(国内居住者に限る)の合計人数です。

▶給付額

(1)+(2)の合計額(合計額を1万円単位に切り上げる)

(1)所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)=所得税分控除不足額

(2)個人住民税所得割分定額減税可能額-令和6年度分個人住民税所得割額=個人住民税分控除不足額

▶申請方法

該当者には、7月下旬に支給確認書または支給決定通知書を送付しました。

支給確認書の対象者

必要事項を記入して返送してください。電子申請でも手続きができます。

支給決定通知書の対象者

振込口座の変更がなければ手続きは必要ありません。

▶給付について

確認書で申請した人は、必要事項が確認でき次第、給付予定です。

公金受取口座を登録している人には、8月中に給付予定です。

問い合わせ先

税務会計課 ☎26-2282(直通)